静岡県告示第146号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年３月９日から２週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月９日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
磐田細江線	磐田市森下字森東17番の２から 磐田市森下字森東17番の２まで	平成30年３月９日